

浜松市立小中学校の聴講生手続許可基準

浜松市立小中学校の聴講生手続に関する事項

この基準は、日本人の一時帰国者又は外国人の一時入国者で、在日期間が短いため、住民登録又は外国人登録はしないが、浜松市立小中学校に、学習することを目的として体験入学したい旨の申請があった場合、必要事項を定めるものとする。

(1) 聴講生に該当するもの

日本人の一時帰国者又は外国人の一時帰国者で、在日期間が短いため、住民登録又は外国人登録をしない者

(2) 聴講生の入学許可

・ 年齢相当学年への一時的な入学の許可とする。

ただし、学校長が受け入れにあたり支障がないと認める場合は、年齢相当学年以外への入学を許可する。

・ 体験入学期間は概ね 2 週間とする。

(3) 聴講生の許可通知

浜松市教育委員会は、保護者から「入学許可申請書(聴講生)(様式 36)」の受理後、3 日以内に「入学許可書(聴講生)(様式 38)」を保護者に交付する。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。